

令和3年第4回福岡市議会（定例会）提出議案

1 条例案（5件）

(1) 福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案

（経済観光文化局文化施設課）

大橋音楽・演劇練習場の移転に伴い、その名称及び位置を改めるとともに、施設の使用料の額を改めるもの

〔施行日 規則で定める日〕

(2) 福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（こども未来局事業企画課）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に鑑み、特定教育・保育施設等における諸記録について電磁的記録による作成等を認めるもの

〔施行日 公布の日〕

(3) 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

（保健福祉局高齢社会政策課）

老人いこいの家を移転するもの

名 称	現 在 地	移 転 地
柏原老人いこいの家	南区柏原一丁目	南区柏原四丁目

〔施行日 規則で定める日〕

(4) 福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案（市民局生涯学習課）

南市民センターの改修に伴い、その施設の使用料の額を改める等の改正を行うもの

〔施行日 教育委員会規則で定める日〕

(5) 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案（市民局コミュニティ施設整備課）

公民館を移転するもの

名 称	現 在 地	移 転 地
柏原公民館	南区柏原五丁目	南区柏原四丁目

〔施行日 教育委員会規則で定める日〕

2 一般議案（5件）

(1) 福岡市大橋音楽・演劇練習場に係る指定管理者の指定の一部変更について

（経済観光文化局文化施設課）

大橋音楽・演劇練習場を移転し、南市民センターとの複合施設として整備し一体的に管理することに伴い、同練習場の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要があるもの

◇ 指定する期間

【変更前】平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【変更後】平成31年4月1日から令和4年7月31日まで

(2) 令和3年度市営壱岐住宅新築工事請負契約の締結について

(住宅都市局住宅建設課)

契約の相手方	柿原・岩崎・黒木建設工事共同企業体
契約の目的	令和3年度市営壱岐住宅新築工事
契約価額	980,802,900円
工事地	福岡市西区壱岐団地
工期	議決の日の翌日から570日間
保証期間	受渡完了の日から2年間

(3) 小学校校舎の取得について (教育委員会教育環境課)

西都小学校校舎として次の建物を取得するもの

所在地	福岡市西区女原北12番45号
取得する建物	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)4階建及びその付帯設備の共有持分
買入価額	1,358,042,863円(公社が支払う利子相当額を加算する。)
取得の相手方	公益財団法人 福岡市施設整備公社

(4) 特別支援学校増築校舎の取得について (教育委員会教育環境課)

東福岡特別支援学校増築校舎として次の建物を取得するもの

所在地	福岡市東区青葉三丁目8番1号
取得する建物	鉄筋コンクリート造4階建(塔屋1階付)及びその付帯設備の共有持分
買入価額	99,948,316円(公社が支払う利子相当額を加算する。)
取得の相手方	公益財団法人 福岡市施設整備公社

(5) 特別支援学校増築校舎の取得について (教育委員会教育環境課)

生の松原特別支援学校増築校舎として次の建物を取得するもの

所在地	福岡市西区野方七丁目825番地
取得する建物	鉄筋コンクリート造4階建及びその付帯設備の共有持分
買入価額	301,995,237円(公社が支払う利子相当額を加算する。)
取得の相手方	公益財団法人 福岡市施設整備公社